

*IP-Members* 利用規約  
「Standard Type」

株式会社 エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 (利用規約の適用)	1
第2条 (利用規約の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (サービスの種類と保守品目)	1
第5条 (サービス提供条件)	2
第6条 (本サービス範囲外の有償作業)	2
第7条 (契約者の協力義務)	2
第8条 (サービスの提供地域および提供範囲)	3
第9条 (権利の譲渡制限)	3
第10条 (最低利用期間)	3
第11条 (提供中止)	3
第12条 (提供停止)	3
第13条 (サービスの廃止)	3
第2章 契約の締結	4
第14条 (契約の単位)	4
第15条 (契約申込の方法)	4
第16条 (契約申込の承諾)	4
第17条 (契約の成立)	4
第18条 (保証金)	4
第3章 契約事項の変更	5
第19条 (契約者の名称等の変更)	5
第20条 (契約者の地位の承継)	5
第4章 契約の内容	5
第21条 (通信機器)	5
第22条 (通信機器の引渡し)	5
第23条 (保証)	5
第24条 (修理・交換)	5
第25条 (禁止行為)	6
第26条 (損害賠償請求)	6
第27条 (通信機器の滅失・毀損)	6
第5章 契約の終了	6
第28条 (契約者が行う利用契約の解除)	6
第29条 (当社が行う利用契約の解除)	6
第6章 料金等	7
第30条 (料金の額)	7
第31条 (料金等の支払義務)	7
第32条 (料金等の支払方法)	7
第33条 (割増金)	7
第34条 (延滞利息)	7
第35条 (割増金等の支払方法)	7
第36条 (消費税)	7
第37条 (端数処理)	7
第38条 (集金代行の委託)	7
第7章 損害賠償	7
第39条 (損害賠償の範囲)	7
第40条 (免責事項等)	8
第41条 (お客様情報の保護)	8

第8章 雑則.....	8
第42条 (契約者情報の通知) .....	8
第43条 (管轄裁判所) .....	8
第44条 (準拠法) .....	8
(附則) .....	8
別紙1 料金表.....	9
【1 基本サービスの料金】.....	9
【2 オプションサービスの料金】 .....	10
【3 事務手数料】 .....	10
【4 その他の料金】 .....	10
【料金の計算方法】 .....	11
別紙2 技術的事項.....	12
責任の分界点.....	12
別紙3 お問い合わせ窓口.....	13
お問い合わせ窓口 .....	13

IP-Members 利用規約  
「Standard版」

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、IP-Members 利用規約「Standard 版」(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として IP-Members 利用契約(以下「利用契約」といいます。)を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約に基づき IP-Members サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

### 第2条 (利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更することがあります。利用料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合にあっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第3条 (用語の定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
通信機器	契約者のネットワークとインターネットとの接続点に設置し、契約者が当社より借用する装置。
対象ネットワーク	契約者または第三者が管理し、通信機器を設置する論理ネットワークであって、契約者が指定するもの。
VPNソフト	リモートアクセスサービスを利用する為に契約者側の端末設備にインストールするソフトウェア。

### 第4条 (サービスの種類と保守品目)

本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は以下の通りとなります。

#### 1 基本サービス

種類	サービスの概要
IP-Members Standard サービス	インターネットを経由する拠点間の通信を行う VPN サービス
機器利用サービス	サービス契約毎に1台の通信機器を、契約者が当社より、借用するサービス。
保守サービス	通信機器の保守を行うサービス
プラン1	通信機器のオンサイト保守時間が、祝日を除く月曜日～金曜日で、当社が定めた時間内で提供を行うもの。
プラン2	通信機器のオンサイト保守時間が、24時間、365日で提供を行うもの。
プラン3	通信機器の交換物品を、送付バック方式で提供を行うもの。

#### 2 オプションサービス

種類	サービスの概要
GW 接続サービス	セキュリティネットワークを通じて支払い基金への接続を行うサービス
リモートアクセスサービス(CPE型)	通信機器に接続する契約者の LAN に対して VPN ソフトを利用したインターネット VPN を通じて接続を行うサービス

NAS バックアップサービス	契約者の LAN 上に設置された NAS 装置の一次バックアップを当社ストレージに二次バックアップを格納するサービス。 詳細は、NAS バックアップサービス利用規約にて定める
----------------	--

#### 第5条（サービス提供条件）

- 本サービスは、常時接続可能なインターネット接続環境を有する日本国内（離島など一部地域を除きます）に対して提供します。
- サービスで使用する通信機器は、当社が契約者に貸与するものとし、運用、設定、設置は当社もしくは、当社が認定した工事店が行います。
  - 契約者は対象ネットワークとインターネットとの通信が行われる環境を用意するものとします。
  - 契約者は通信機器を設置する場所、電源、通信機器に接続するケーブルを用意するものとします。
  - 契約者は、当社にサービス運用に必要な通信機器のログ情報について提供することに同意するものとします。
  - 契約者は、通信機器の製造メーカーの使用許諾に同意するものとします。
  - リモートアクセスサービスの提供条件は以下となります。

- リモートアクセスを利用する場合において、契約者はVPNソフトおよびVPNソフトがインストールされた機器（以下、「認証機器」といいます。）を厳重に管理するものとし、これらの不正使用による当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。契約者は、VPNソフトおよび認証機器が第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。VPNソフトおよび認証機器の不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社は保証いたしません。
- VPNソフトその他本サービスにより当社より提供される著作物の著作権は当社または著作権者に帰属し、契約者に帰属または移転しないものとします。
- 契約者は、VPNソフトおよび認証機器を、第三者に使用させたり、譲渡し、貸与し、または担保に供する等の行為をできないものとします。
- 当社が本人認証を行った場合、その後ログアウトするまでの一連の通信は全て契約者によって行われたものとみなします。
- 契約者は、VPNソフトおよび認証機器を紛失、他人に盗取されるなどしてその占有を失った場合、当社所定の方法により直ちに当社にこれを通知するものとします。この場合、当社は当該認証ソフトウェアを使用不能とします。
- 当社が前項の通知を受けた場合であっても、当社が当該認証ソフトウェアの使用不能措置を講じるために必要な合理的期間内においては、第40条第3項の規定が適用されるものとします。

#### 第6条（本サービス範囲外の有償作業）

次に掲げる事項は、本サービスには含まれないものとし、別途定める有償作業とする。

- 契約者の行ったファームウェアのアップグレード作業が失敗した際の復旧作業。
- ファームウェアのアップグレードおよびそのインストール作業。
- 設定変更に関する作業、および設定変更を行うための技術支援。
- 契約者による移動時の落下、衝撃等、甲の不適正な取扱いにより生じた故障、破損等。
- 火災、塩害、ガス害、地震、落雷および風水害、その他天災地変または異常電圧等外部要因に起因する故障および損傷等。
- 契約者の使用上の誤り、または不適正な改造、修理等による故障、破損等。
- 正常な使用方法下における消耗部品の自然消耗、摩耗、劣化等。
- 契約者が対象製品に対して分解、改造等が成された場合。
- その他上記各号に類する事項。

#### 第7条（契約者の協力義務）

契約者は、当社より本サービスの履行の提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- 対象製品の製造者によって定められた温度、湿度、電源等の環境基準を保持すること。
- 取り扱い説明書に規定された事項にしたがった操作、運用を行い、対象製品を正常な状態に保持すること。
- ファームウェアのアップグレード作業や設定ファイルの復旧など、失敗時に対象製品の正常な動作を困難にする作業を行わないこと。
- その他、当社が本保守サービスの履行に関し協力を求める事項。

## 第8条（サービスの提供地域および提供範囲）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることはできません。

## 第9条（権利の譲渡制限）

契約者は、本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、契約を譲り受けるもの（以下、「譲受者」といいます。）とともに当社に申込みものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。

3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙1に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。

4 当社が、契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

5 当社が、契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6 当社は、譲受者が第16条（契約申込の承諾）第4項に該当する場合もしくは本契約が第12条（提供停止）第1項該当し、提供停止となっている場合には、契約譲渡を承諾しない場合があります。

7 本契約から生じる契約上の地位を、本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

## 第10条（最低利用期間）

契約者の最低利用期間は第16条（契約申込の承諾）に定める利用開始月を含めた翌月から24ヶ月後の月末とします。

2 リモートアクセスサービスについては、契約者の最低利用期間は、第16条（契約申込の承諾）に定める利用開始月の翌月から3ヶ月後の末日とします。

## 第11条（提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

(1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、または障害等やむを得ないとき。

(2) 天災、地変、その他非常事態が発生、もしくは発生する恐れがあるとき。

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。なお、サービス提供中止により契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任は追わないものとします。

## 第12条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本規約に違反し、または違反する恐れがあることが明らかであるとき。

(2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用したとき。

(3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません）を与えたとき。

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。

(5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用できなくなったとき。

(6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

2 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する必要があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

3 当社は、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

## 第13条（サービスの廃止）

当社は、本サービスを廃止することがあります。

2 本サービスを廃止するときは、廃止する3ヶ月前までにその旨を通知あるいは告知します。

3 本サービスを廃止する場合には、契約者に対し、当社が別途定める方法でお知らせします。

4 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

## 第2章 契約の締結

### 第14条（契約の単位）

一つの本サービスに対し、それぞれIP-Members契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとし、複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約と共に特約を遵守するものとします。

### 第15条（契約申込）

本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。なお、本サービスの申込は、法人または事業を行う個人からのみ受け付けます。

2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。

3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

### 第16条（契約申込の承諾）

当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。

3 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

4 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 本サービスの申込をした者が第12条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。

(4) 本サービスの申込をした者が過去において第12条(提供停止)第1項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

(5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。

(6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

(7) 申込者が個人であり、事業を行っていないことが判明したとき。

(8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

### 第17条（契約の成立）

当社は、本規約第16条(契約申込の承諾)第4項にあげる審査以外に、別に定める審査基準に従い申し込みを審査します。契約申込に対し、審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申し込みを承諾するものとします。

2 当社が本サービスの申込を承諾した場合は、当社の別途定める方法により通知します。利用契約はこの通知を行った日に成立します。

### 第18条（保証金）

当社は、本規約第17条(契約の成立)第1項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れいただくことを条件に、申し込みを承諾する場合があります。

2 前項の承諾通知を受けた場合には、契約者は、当社の指定する期日にまでに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。

3 第1項の保証金の金額設定は、6ヶ月ごとに当社と契約者の間で協議を行い、その結果、見直しを行なうことがあります。

- 4 契約が終了した場合には、当社は、保証金を、契約終了後3ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
- 5 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対する本サービスにかかる債権の回収が困難と判断される場合は、直ちに保証金を任意に処分してその代金を該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとし、充当を行なった場合には、当社は、直ちに契約者に対しその旨を通知します。
- 6 前項により、保証金が、債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として支払うものとします。
- 7 第5項に定める場合のほかは、当社は保証金を処分することができないものとします。

## 第3章 契約事項の変更

### 第19条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他当社が指定する事項

### 第20条 (契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その旨を当社が別途定める方法により、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

## 第4章 契約の内容

### 第21条 (通信機器)

当社は1つの利用契約につき1台の通信機器を貸与します。

- 2 当社が提供する通信機器の機種は、当社が指定した機種とします。

### 第22条 (通信機器の引渡し)

当社は契約者に対し、通信機器を契約者が別途申し込んだ回線設置場所(以下「回線設置場所」という。)に当社指定の手段にて届けることとします。

- 2 契約者が通信機器を受領したことにより引き渡し完了したものとします。

### 第23条 (保証)

当社は引渡し時において通信機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

- 2 前項の場合、契約者が予め定めた当社の接続サービス以外に接続して通信機器を利用したことにより起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。
- 3 契約者が通信機器の引渡を受けた日から3日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、通信機器は正常に機能するものとみなします。

### 第24条 (修理・交換)

契約者は、通信機器を善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

- 2 当社の承諾がある場合を除き、通信機器の設定変更、停止、移動、取り外し、変更、分解または損壊をしないものとします。
- 3 当社は契約期間内において、通信機器本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合、通信機器の製造メーカーが保守物品を供給できる範囲において無償で通信機器の修理もしくは交換を行ないません。ただし、次の場合には、当該無償修理交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1) 使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
  - (2) 当社から契約者への通信機器の引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
  - (3) 火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
  - (4) 契約者による不当な修理や改造による故障および損傷。



- (5) 紛失、盗難。
- (6) その他契約者の責に帰すべき事由による故障および損傷。

4 契約者は、貸与された通信機器において、前項の各号に該当した場合、速やかに当社に通知するとともに、当該装置の修理費用または購入代価を当社に支払うものとします。

#### 第25条（禁止行為）

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 通信機器を当社の承諾なく回線設置場所から移動すること。
- (2) 通信機器を日本国外に持ち出すこと。
- (3) 通信機器を譲渡または担保に供すること。
- (4) 通信機器を転貸または売却して第三者に利用させること。
- (5) 通信機器を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
- (6) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
- (7) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他通信機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (8) リモートアクセスサービスにおいて、他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) リモートアクセスサービスにおいて、ひとつの ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為。

2 前項の規定に違反して通信機器を亡失または毀損した場合には、当社の職員または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとする。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として負担するものとします。

#### 第26条（損害賠償請求）

本規約第 24 条(修理・交換)、第 25 条(禁止行為)の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解除せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

#### 第27条（通信機器の滅失・毀損）

契約者が通信機器を紛失(盗難による場合を含む)、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず直ぐに代替通信機器の購入代金相当額もしくは通信機器の修理代金相当額を当社に支払うものとします。

## 第 5 章 契約の終了

#### 第28条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨を、別途定める方法により当社に通知するものとします。ただし、本サービスの最低利用期間である利用開始日の翌月より 24 ヶ月を経過していないときは解約できません。

2 機器を借用している場合には前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、貸与された通信機器を返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知して通信機器の所有権を放棄することができるものとします。なお、この場合、当社は通信機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

3 前項の期間内に、契約者が通信機器を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。なお、違約金は別途、算定した金額とします。

4 機器を借用している利用契約は、契約者が、通信機器を返還した日もしくは違約金を支払った日、または当社が通信機器の所有権を放棄した日に終了するものとします。

#### 第29条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 提供通信機器料金の支払いを一回でも遅延したときまたは支払が遅延すると予測できる合理的理由が存在するとき。
- (2) 本規約の規定に違反したとき。

2 第 1 項の規定により利用契約が解除され、当社に損害が発生した場合、当社は契約者に対し損害の賠償を請求できるものとします。

3 前条 2 項及び前条 3 項の規定は、本条による解除の場合にも適用するものとします。

## 第6章 料金等

### 第30条（料金の額）

当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別紙のとおりとします。

### 第31条（料金等の支払義務）

契約者は、利用契約に基づいて、当社が通信機器の引き渡しを完了した日から起算して、本サービスの利用契約の終了した日の属する月までの期間（引き渡し完了日の属する月と利用契約の終了した日の属する月が同一の月である場合は、1ヶ月間とします。）について、前条に規定する利用料金を支払う義務を負います。

2 利用契約が第10条（最低利用期間）に定める最低利用期間を経過する前に解除されたときにおいても、契約者は、別紙に従い計算された当該最低利用期間に対応する料金を支払う義務を負います。

### 第32条（料金等の支払方法）

契約者は、別紙1に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

### 第33条（割増金）

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第34条（延滞利息）

契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第35条（割増金等の支払方法）

第33条（割増金）および第34条（延滞利息）の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第36条（消費税、および、地方消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第37条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第38条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

## 第7章 損害賠償

### 第39条（損害賠償の範囲）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、本サービスを提供しなかったときは、本サービスを提供していない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して72時間以上、本サービスを提供していなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として損害の賠償をします。

#### **第40条（免責事項等）**

当社は、本サービスの提供に起因して、契約者または第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、および逸失利益を含め、いかなる理由があろうとも、第39条（損害賠償の範囲）に規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

3 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

4 契約者が本サービスの利用にあたり第三者に損害を与えた場合、当社が、当該第三者に損害の賠償をしたときは、当社は契約者に対し当該賠償について求償することができるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本項を適用しません。

5 リモートアクセスサービスにおいて、当社は、契約者の本サービスの利用につき VPN ソフトまたは認証機器の盗取、紛失、漏洩、無権限使用、不正使用その他の事故が発生したことにより契約者に生じた損害に対し、一切の賠償の責任を負わないものとします。

#### **第41条（お客様情報の保護）**

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

## **第8章 雑則**

#### **第42条（契約者情報の通知）**

契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

#### **第43条（管轄裁判所）**

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第44条（準拠法）**

本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

#### **（附則）**

この利用規約は、2019年10月1日から実施します。

## 別紙 1 料金表

### 【1 基本サービスの料金】

● 装置貸与の場合

			プラン1 オンサイト保守 平日 9-17 時	プラン2 オンサイト保守 365 日 24 時間	プラン3 センドバック保守
初期 料金	基本 額	(1) 基本料金	別に算定する料金		
	加算 額	(1) お客さま設置料金 (DIY)	0 円		
		(2) オンサイト設置料金 (平日 9-20 時)	別に算定する料金		
		(3) オンサイト設置料金 (土・日・祝日)	別に算定する料金		
月額 基本 料	基本料金	別に算定する料金	別に算定する料金	別に算定する料金	

※初期料金加算額は、(1)～(3)から選択となります。

※支払い方法は、口座振替、請求書払いのみになります。

【2 オプションサービスの料金】(税抜)

支払い基金接続サービス	初期料金		別に算定する料金	
	月額基本料		別に算定する料金	
リモートアクセスサービス	初期登録時	初期料金	3,500 円	初期登録時、1申請毎(1通信機器あたり)
		月額基本料	1,000 円	初期登録時、1ID 毎(1通信機器あたり)
	追加登録時	初期料金	3,000 円	追加申請時、1申請毎(1通信機器あたり)
		月額基本料	300 円	追加申請時、1ID 毎(1通信機器あたり)

※リモートアクセスサービスでは、初期登録時及び追加登録時に通信機器単位に初期費用がかかります。

【3 事務手数料】(税抜)

契約譲渡手数料	2,000円/契約
通信機器の紛失、契約者の責任による故障	別に算定する料金

【4 その他の料金】

設定変更料(リモート)	別に算定する料金	リモート対応の場合。1 通信機器あたり
-------------	----------	---------------------

#### 【料金の計算方法】

- 登録月(通信機器の引き渡し完了した月)の料金計算方法  
下記の料金を合計した額を請求します。  
本サービスの初期料金。  
月額料金の日割り相当額は非課金とします。
  
- 平常月の料金計算方法  
月額料金を請求します。
  
- 解除月の料金計算方法  
解除月は暦月末日までサービスを提供します(ただし、第25条による利用契約の解除の場合を除きます)。  
月額料金は1ヶ月分を請求します。
  
- 最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合の料金計算方法  
最低利用期間が経過する日前に利用契約が解除された場合は、当該解除月から最低利用期間に対応する期間の月額料金の全額を一括して請求します。

## 別紙2 技術的事項

### 責任の分界点

#### (1) 契約者のネットワーク

当社の責任範囲は、契約者のネットワーク内に設置する当社から提供を受ける通信機器とし、これを除いて加入者回線の終端装置から契約者のネットワーク設備等については、契約者の責任範囲とします。契約者のネットワークには、リモートアクセスサービスで通信機器に接続するネットワーク設備も含むものとします。

#### (2) 認証機器

認証機器は契約者の責任範囲とします。

## 別紙3 お問い合わせ窓口

### お問い合わせ窓口

お客様からの問合せは、問い合わせ内容により以下の窓口でお受けします。

インフォメーションセンタ(サービスについてのお問合せ)

電話番号:0570-033-078

9:30～17:30(土日祝日除く)

ホットライン(開通サポート、技術的なお問合せ)

電話番号:050-3388-1674

9:00～18:00(土日祝日除く)

故障受付窓口(故障受付窓口)

電話番号:0120-608-131

24時間365日